

令和5年度 いじめ防止基本方針

さいたま市立柏陽中学校

令和5年度 さいたま市立柏陽中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立柏陽中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、潤い・活気と感動あふれる学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。「全職員が全生徒の担任」の姿勢で、いじめの問題に取り組むとともに、生徒を生かし輝かす教育を進めていく。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 2 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 3 いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、「学校いじめ対策委員会」に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 いじめられている生徒を絶対に守り抜くこと。徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- 6 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、よく話を聴きながら、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理・福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行うとともに、保護者との連携も図る。
- 9 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断すること。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

→被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間、継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

→被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は継続的に注意深く観察する必要がある。

IV 組織

1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)

(1) 目的: 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員: 校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、各学年主任、教育相談主任、各学年教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、学校評議員、民生委員 等

(必要に応じてスクールソーシャルワーカー、警察官経験者、児童相談所等関係機関に出席を要請し、対応していく)

(3) 開催

ア 定例会

イ 校内委員会(生徒指導委員会と兼ねて開催)

ウ 臨時委員会(必要に応じて、必要な構成員を招集して開催)

(4) 内容

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの実施
- ・生徒及び保護者に対して、基本方針・組織・取り組み等の周知の徹底

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受ける窓口

- ・ いじめの疑いに関する情報の収集、集約、記録、共有
- ・ 事実関係の聴取・把握、いじめであるか否かの判断
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 基本方針の作成、実行、検証、修正 (PDCA サイクルの実行を含む。)
- ・ 基本方針の年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画、実施

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団をつくろうとする意識を高め、いじめ防止に対する取り組みを推進する。
- (2) 構成員 生徒会長、生徒会役員、各委員会委員長、各部活動部長、学級委員
- (3) 開催 定例委員会
- (4) 内容 いじめ撲滅に向けたいじめ防止スローガンの検討・掲示
いじめを防ぐ、学級・部活動・委員会での取り組みの検討と確認

V いじめの未然防止【学校いじめ防止プログラム】

1 道徳教育の充実

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、いじめに関わる内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施項目に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下の内容について取り組む。
 - ・ 啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガン作成。
 - ・ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開。
 - ・ 校長講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用し、いじめの未然防止に向けた指導。
 - ・ 学校だよりや学年だよりによる家庭や地域への広報活動。

3 「人間関係プログラム」を通して

- 「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返して行い、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。
- 授業の実施: 1, 2 学年は6月を予定。3 学年は10月を予定。

5 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使用することができる力を身につけさせ、ネットいじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施: 4月

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 体験活動を通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとし、いじめのない集団づくりに努める。
- 「赤ちゃん・幼児ふれあい体験」の実施: 3学年 11月

7 保護者との連携を通して

- いじめは絶対に許されないことについて、学校と保護者が連携してする。子どもとのコミュニケーションを大切にしながら、些細な変化やサインを見逃さないよう努めるとともに、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る指導を連携して取り組む。

8 学校における人権教育の推進、サンクスメールの実施、読書活動・体験活動の充実、「さいたま市子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」「心を潤す4つの言葉推進運動」の実施

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 生徒の些細な変化に気づく。
- 気づいた情報を共有する。
- 情報に基づき、迅速に対応する。

<気づき>	<共有>	<対応>
担任 教科担当 部活動顧問 養護教諭 さわやか相談員・SC	生徒指導委員会 教育相談部会 学年会 職員会議 ケース会議	いじめ 対策委員会 関係機関等

- (1) 健康観察:呼名による朝の出席確認と健康観察の徹底
- (2) 生活記録ノートの確認:「やり取り帳」毎日回収・内容確認、コメントを書く
- (3) 授業中:姿勢、表情、視線、忘れ物、落書き、隣と席が離れている等
- (4) 休み時間:独りぼっち、「遊び」と称したからかいの様子が見られる等
- (5) 給食:机を離して食べている、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる等
- (6) 部活動:部活動を無断で休む、ペア・グループにならない、雑用をやらされている等
- (7) 登下校:独りぼっち、荷物を持たせられている等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施: 4月、9月、1月（年3回以上）
- (2) アンケート結果: 学年学校全体で共有する。
- (3) アンケート結果の活用: アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。

面談した生徒について、記録をとり保存する。学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを定期的実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。

4 教育相談週間の実施

- (1) 年3回、教育相談週間を設定する。(4、11、1月)
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① さわやか相談室だよりの発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施:12月(年1回実施)
- (2) アンケート結果の活用:生徒指導委員会・教育相談部会・職員会議等において資料として共有し、対応する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員連絡協議会:7月(年1回実施)
- (2) 学校評議員会:5月、2月(年2回実施)

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、速やかに、「学校いじめ対策委員会」に情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげる。

- 校長・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。また、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭・・・校長を補佐し、各担当への指示を出し、情報を集め、校長に報告する。
- 主幹教諭・・・校長、教頭を補佐し、各担当の状態を確認し、情報を集める。
- 各担任・・・情報収集し、事実確認をする。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当・・・情報収集し、事実確認をする。担当学年の生徒の心のケアを行う。
- 学年主任・・・担当学年の生徒の情報収集を行い、情報集約と共有する。
- 生徒指導主任・・・生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任・・・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒のケアについて、方針を検討する。さわやか相談室、教育相談機関との連携の窓口となる。
- 特別支援教育コーディネーター・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭・・・生命・心身への重大な被害について情報を集め、報告する。また、被害の状態により、医療機関との連携を図る。
- 部活動の顧問・・・担当部活動の部員から情報収集を行う。
- さわやか相談員・・・生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリングを行う。

- 保護者・・・子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域・・・いじめ発見、またはいじめの疑いを認めた場合、学校等に通報及び情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめの係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒又は保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を迅速に行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめ防止に対する意識の向上や、事案対応に関す

